

第35回 ATP 賞テレビグランプリ

募集・審査要項

〔1〕【目的】

テレビ放送と通信が融合を深め、動画ネット配信も日常化し、今や映像コンテンツ産業は新しいステージに突入しています。この様な状況を踏まえ、「ATP 賞テレビグランプリ」は広く我が国のテレビ番組制作者、コンテンツ・クリエイターたちの製作意欲の高揚と製作能力の向上および、1万人のスタッフが結集したATPの製作能力と底力を強くアピールし、我が国のコンテンツの振興と発展に寄与することを目的とします。さらに“開かれた ATP”として未加盟のクリエイターたちの作品も受賞対象に加え、コンテンツ立国の一翼を担うコンクールとするとともに、次世代クリエイターの育成、顕彰にもさらなる重きを置く事とします。

〔2〕【名称】

「第35回 ATP 賞テレビグランプリ」（「第35回 ATP 賞」の表記も可）

〔3〕【運営規定】

- イ) 一般社団法人全日本テレビ番組製作者連盟（ATP）が主催、運営実務を行う。
- ロ) 運営委員会と審査委員会を設置する。
- ハ) 審査委員会は、2018年4月1日より2019年3月31日までに、放送およびインターネット配信されたすべての番組、コンテンツ（動画に限る）の中から、全国のテレビ番組制作会社、コンテンツメーカーからの応募作品を審査し、優秀と認められたものを表彰する。
- ニ) 募集に際しては、ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門の3部門、並びに特別賞、新人賞に分けて受け付ける。
- ホ) 未加盟社、個人クリエイターからの応募も、加盟社からの推薦なしに受け付ける。
- ヘ) 贈賞はグランプリ、上記3部門の部門賞（最優秀賞、優秀賞、奨励賞）、総務大臣賞、特別賞、新人賞（最優秀新人賞、優秀新人賞、奨励新人賞）よりなる。詳細は、〔8〕【贈賞内容】を参照。

〔4〕【応募方法】

- イ) 応募に際して、各制作会社は自らの責任において応募番組の動画データ（.mp4または.mov）を、所定の手続きに従ってアップロード（方法は別紙「動画アップロードの手順」参照）し、申込用紙はメール添付で事務局に送付する。
※アップロード用のデータをご用意できない場合は、事務局でDVDをデータ変換することも可能ですので、ご相談ください。

※アップロードされた番組データは、審査終了後、事務局の責任において削除いたします。

- ロ) 応募各社は、応募について、審査のための試写、PRのための報道関係者への試写など、実施のために必要な措置を許諾する。
- ハ) 応募各社は、受賞番組のテレビ放送を行うことについて、著作権処理及び当該テレビ局の許諾等の必要な措置をする。
※受賞式の模様は、取材録画の上でダイジェスト放送を予定。

〔5〕【留意事項】

加盟、未加盟に関わらず制作会社が応募できる番組は、制作実態が応募各社にあることを原則とする。ここにいう制作実態とは、ディレクターもしくはプロデューサーのうち少なくとも1名が、放送時において応募する制作会社に所属していたことを指す。なお、応募用紙に記載された制作実態に疑義が生じた場合には、審査委員長の権限により、事務局が実態を調査することが出来る。

- イ) 複数社制作による番組の応募について、連名での応募を可とする。
- ロ) 具体的には、定時枠での情報・バラエティ番組、複数社制作参加のスペシャル番組等々。
- ハ) 複数社で応募の場合、代表幹事社を決め、応募用紙の記入提出を行う。
- 二) 応募エントリー番組は2018年4月1日より2019年3月31日までに、日本国内で放送、または国内から配信されたものに限る。各制作会社の応募できる本数については特に制限はない。
- ホ) いずれの応募作も審査は、通期での審査とする。

〔6〕【締め切り】

ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門

- 第Ⅰ期（2018年4月から2018年12月放送・配信分）
・・・2019年1月30日（水）厳守
- 第Ⅱ期（2019年1月から2019年3月放送・配信分）
・・・2019年3月31日（日）厳守

新人賞、特別賞

- 通期（2018年4月から2019年3月放送・配信分）
・・・2019年3月31日（日）厳守

〔7〕【応募料】

ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門：1番組 5万円

複数社による応募の場合は、原則的には応募料5万円を各社で分担する（分担の割合は当該応募社の協議による）。応募社の協議の上、事情により代表幹事社が一括して支払いをする方式も認める。

新人賞：1作品（1名） 3万円

応募料の支払い：第Ⅱ期応募締め切り後、ATP事務局より応募用紙に記載頂いている応募料請求先に請求書を郵送致しますので指定の口座に振り込み下さい。

〔8〕【贈賞内容】

(A) グランプリ

ドラマ、ドキュメンタリー、情報・バラエティの各部門において、最優秀賞を受賞した3番組の中から、加盟各社1名の代表による投票で、最高点をとった番組に対して贈られる。最高得票数で同票の番組が出た場合、グランプリは複数受賞とする。

(B) 最優秀賞

ドラマ、ドキュメンタリー、情報・バラエティの各部門において、最も優れた1番組に対して贈られる。3部門で計3作品。

(C) 優秀賞

ドラマ、ドキュメンタリー、情報・バラエティの各部門の優れた番組に対して贈られる。3部門で計9番組以内。

(D) 奨励賞

企画力、演出手法、チャレンジ精神、個性的な作風等々、ある視点において高く評価された作品に贈られる。3部門で計9番組以内。

(E) 総務大臣賞

ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門の中から、ジャンル領域を問わず、海外での評価に耐え得る個性的な演出の番組に対して贈られる。受賞作品に関しては、国際コンテンツ・マーケットへの出展等、ATPが海外展開のための支援を行う。

(F) 特別賞 (個人&制作チーム)

特別賞は下記の5つのジャンルで審査される。また、ATP加盟全社の自薦・他薦による募集を行う。応募に関しては所定の推薦用紙に記入、必要があれば映像データを所定の手続きに従ってアップロード（方法は別紙「動画アップロードの手順」参照）する。審査は、事業センターの理事が行い、理事会の承認を得る。

- イ) 放送・配信におけるビジネス展開ならびに新しいトレンドへの挑戦。
- ロ) 日本発として海外で幅広く展開し成功したコンテンツ。
- ハ) コンテンツ産業に寄与するムーブメント。
- ニ) 放送・通信のジャンルにおける貢献。
- ホ) 我が国のテレビ史に名を刻む優れたコンテンツ、又は個人。

(G) 最優秀新人賞1名 優秀新人賞6名、奨励新人賞6名

- イ) 新人賞は、若いテレビ製作者、コンテンツ・クリエイターを応援、顕彰する。ATPへの加盟、未加盟は問わず全国のテレビ番組製作会社が制作した番組、動画配信コンテンツ、または番組の一部（5分以上）をプロデュースもしくは演出した、放送時の年齢が30歳未満の個人に対して贈られる。

- ロ) 放送時の年齢が 30 歳を超える場合は、制作作品がディレクター、プロデューサー問わず合わせて 3 作目までの作品を対象を限定する。
- ハ) 応募については、ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門の 3 部門での募集とし、原則として、部門別に優秀新人賞 2 名、奨励新人賞 2 名、計 12 名を上限として贈賞する。
- 二) 最優秀新人賞は優秀新人賞 6 名の中から、加盟各社 1 名の代表による投票で 1 名が選ばれる。
- ホ) 新人賞の審査は「新人賞審査委員会」が当たる。
- ヘ) 新人賞受賞者は最優秀新人賞を受賞しない限り、新人として上記の条件に当てはまれば、何度でも応募は可能とする。

〔9〕【審査】

- イ) ATP 賞の審査委員長（総務大臣賞審査委員長、新人賞審査委員長は別途選出）については、理事会で協議の上、理事が担当する。理事以外の場合は、理事会の指名によって選ばれる。その他の審査委員については事業センターが指名し、委嘱する。
- ロ) 委員の構成は、委員長を含め 10 名程度とする。ドラマ部門、ドキュメンタリー部門、情報・バラエティ部門の 3 部門に偏りのない構成とする。委員数が 10 名に満たない場合は、理事会の承認を得て、減員することができる。
- ハ) 「総務大臣賞審査委員会」については、『国際コンテンツ・マーケットへの出展等を行うことで、広く海外への展開を図る一助とする』という観点から、海外の価値観を審査に反映できる、コンテンツ事業プロデューサー、クリエイター、学識経験者、ジャーナリスト等を審査員とし別途組織する。
- 二) 「総務大臣賞審査委員会」の委員の構成は、委員長を含め 5 名程度とする。
- ホ) 「総務大臣賞審査委員会」の委員長は外部第三者から理事会が指名する。
- ヘ) 「総務大臣賞審査委員会」には、ATP 賞審査委員会から委員長のみがオブザーバー資格または委員として参加する。
- ト) 新人賞審査委員長、および審査委員については、運営責任を担う事業センターが指名する。各ジャンルに対し、偏りのない審査、評価が可能な若手製作者を構成員とし、委員長を含め 5 名程度とする。

〔10〕【各審査委員会の細則】

- イ) 審査委員会は、全員参加を原則とし、やむ得ない理由で審査委員会に出席できない場合は、選考作品及び選考理由を書面にて ATP 事務局まで送付する。あらゆる採決は、出席者の過半数を必要とする。
- ロ) 審査委員は所属する会社を代表するものではなく、個人の資格で審査を行う。
- ハ) 審査委員は自らがプロデュースもしくは演出した作品に関しては投票することができない。
- 二) 審査委員は、所属する製作会社がプロデュース及び演出した応募作品については討議、投票の権利を持つが、厳正中立な立場を創り手の矜持をもって厳守することとする。

- ホ) グランプリと最優秀新人賞は、投票用紙発送時において在籍する加盟社（正会員）の代表による投票の結果、決定する。第三者による代理投票は認めない。グランプリの投票の厳正を保つため、各投票者は3部門から選出された最優秀賞受賞3作品と優秀新人賞受賞者の作品を必ず視聴しなければならない。
- ヘ) ここにいう会社の代表とは必ずしも代表役員をさすのではなく、当該社の役員及び社員による投票者をさす。
- ト) 開票の結果、同票の場合、グランプリは複数となる。

〔11〕【審査・受賞式スケジュール】

- イ) ATP 賞審査委員会の日程は、ATP 事務局が調整する中、ATP 賞審査委員長が各委員と協議の上、決定する。
 - ロ) 総務大臣賞審査委員会も同様に、総務大臣賞審査委員長の判断によって、適切な審査委員会開催日を1日、決定する。
 - ハ) 新人賞審査委員会も同様に、ATP 事務局が調整する中、新人賞審査委員長、新人賞審査委員、並びにATP 賞審査委員長が協議の上、決定する。
- 二) 受賞式 2019年7月 開催予定。

〔12〕【受賞作の公表】

- イ) 審査過程は、可能な限り、ATP ホームページ上で公開され、審査の透明化、内外への広報効果を発揮する。
- ロ) 最優秀賞、優秀賞、奨励賞、優秀新人賞、奨励新人賞、総務大臣、特別賞は、受賞式前、あらかじめ期日を設定し、ATP ホームページにて発表される。なお、グランプリ、最優秀新人賞に関しては受賞式当日、式典会場にて発表される。

以上